

2020 July

7

No.845

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



## 今月の記事

### ● 日本年金機構

- ・「賞与支払届」の提出をお忘れなく! ..... 2
- ・「算定基礎届」の提出はお済みですか? ..... 2
- ・令和2年度の国民年金保険料免除申請書の受付が開始されています ..... 3

### ● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・仕事中、通勤中にケガをしたとき 健康保険は使えません ..... 4
- ・熱中症〜ご存じですか? 予防法〜 ..... 5

### ● 佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のご案内 ..... 6
- ・全国国民年金基金 ..... 7
- ・年金相談窓口開設等 ..... 8
- ・厚生年金保険料等の納付猶予特例のご案内 ..... 8

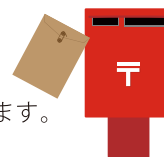
適用関係届書  
送付先

## 日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。  
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



## 事業主の皆様へ

### 「賞与支払届」の提出をお忘れなく!!

- ◆ 被保険者に賞与を支給したときは、**支払った日から5日以内**に「賞与支払届」と「総括表」の提出が必要です。
- ◆ 賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額のことを「標準賞与額」といいます。保険料の計算は、標準賞与額に直接、保険料率を乗じて計算することとなります。
- ◆ 「賞与支払届」をCD等で提出される場合は、「総括表」（紙様式）を添付のうえ、提出してください。
- ◆ 賞与支払予定月に支給がなかった場合は、「総括表」の「1 不支給」に○印をつけて提出してください。

### 「算定基礎届」の提出はお済みですか？

- ◆ 「算定基礎届」は**4月・5月・6月に支払われた報酬**をお届けいただくものです。（給与を当月に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額をお届けいただきますが、給与を翌月に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額をお届けいただくことになります。）
- ◆ 「算定基礎届」の提出がありませんと、正しい保険料の算定ができませんので、提出がお済みでない場合は、早急にご提出をお願いします。
- ◆ 令和2年5月31日以前から被保険者である方は、「算定基礎届」の提出が必要です。（令和2年5月31日以前から被保険者である方で、送付された「算定基礎届」に印字されていない方は手書きによるお届けが必要となります。）
- ◆ 現在、**被保険者の方が「0人」**であっても、「**総括表**」の提出が必要です。

#### 定時決定における保険者（特例的な）算定の基準

定時決定において、保険者算定（被保険者の勤務日数や報酬等を勘案し、年金事務所において標準報酬月額の設定を行うこと）ができる場合についての、具体的な基準は、次のとおりです。

- ① 4月、5月、6月の3か月間において、3月以前分の給与の遅配を受けた場合、または遡った昇給によって数か月分の差額を一括して受けた場合など、当該期間に通常受けるべき報酬以外の報酬の支払を受けた場合
  - ② 4月、5月、6月のいずれかの月において、低額の休職給を受けた場合
  - ③ 4月、5月、6月のいずれかの月において、ストライキによる賃金カットがあった場合
  - ④ 「4月、5月、6月の給与の平均額から算出した標準報酬月額」と「前年7月から当年の6月までの給与の平均額から算出した標準報酬月額」に2等級以上の差が生じた場合であって、その差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合（いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く。）
- ※ 上記④の届出方法について  
算定基礎届の備考欄の『8. 年間平均』を丸で囲み、次の書類（定められた様式があります）を添付してください。
- ・ 年間報酬の平均で算定することの申立書（様式1）
  - ・ 保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等（様式2）
- ⑤ 給与計算期間の途中で資格取得（途中入社）したことにより、4月、5月、6月のいずれかに1か月分の報酬が支給されない月（途中入社月）がある場合

ご不明な点等がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

#### お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

# 令和2年度の国民年金保険料免除申請の受付が開始されています

## 全額免除制度

### 【保険料の全額(16,540円)が免除されます】

全額免除の承認を受けた期間がある場合、追納をしなければ、保険料を全額納付したときに比べて将来の年金額は以下のように少なくなります。

#### 全額免除

年金額  $\frac{4}{8}$  (平成21年3月分までは  $\frac{2}{6}$ )

### 【基準となる所得の計算式】

本人、配偶者および世帯主の前年所得がそれぞれ以下の計算式で計算した金額以下であること

扶養親族等の数+1

×

35万円

+

22万円

≥

本人、配偶者、  
世帯主の  
前年所得

## 納付猶予制度

### 【保険料の全額(16,540円)が納付猶予されます】

#### 納付猶予

年金額には反映しませんが、未納期間ではありませんので、老齢年金の加入期間として計算されます。また、死亡・障害といった不測の事態が起きた時に、これらの受給権を繋げる意味合いもあります。

### 【基準となる所得の計算式】

本人、配偶者の前年所得がそれぞれ以下の計算式で計算した金額以下であること

扶養親族等の数+1

×

35万円

+

22万円

≥

本人、配偶者の  
前年所得

- 失業した場合も、申請することにより保険料の納付が免除や猶予となる場合があります。
- 上記のほか、障害基礎年金を受け取っているときや生活保護法による生活扶助を受け取っているときに、お住まいの市町村の国民年金担当窓口に届け出ること、保険料全額の納付が免除される「法定免除制度」があります。

## 一部免除(一部納付)制度

### 【保険料の一部が免除されます】

一部免除は3種類あります。一部免除の承認を受けた期間がある場合は、追納しなければ、以下のように将来の年金額は少なくなります。

#### 4分の3免除(納付額4,140円)

年金額  $\frac{5}{8}$  (平成21年3月分までは  $\frac{3}{6}$ )

#### 半額免除(納付額8,270円)

年金額  $\frac{6}{8}$  (平成21年3月分までは  $\frac{4}{6}$ )

#### 4分の1免除(納付額12,410円)

年金額  $\frac{7}{8}$  (平成21年3月分までは  $\frac{5}{6}$ )

### 【基準となる所得の計算式】

本人、配偶者および世帯主の前年所得が以下の計算式で計算した金額以下であること

#### 4分の3免除

78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

#### 半額免除

118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

#### 4分の1免除

158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

○一部免除制度は、納付すべき一部の保険料を納付しないと、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となります。

そのため将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また障害や死亡といった不測の事態が生じた場合、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

#### 保険料の追納

- 保険料の免除(全額・一部)や猶予(学生納付特例・納付猶予)の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額は少なくなります。そこで、免除などの承認期間が10年以内であれば、あとから納めること(追納)ができます。
- 保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

#### お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL 0954-23-0121

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

令和2年7月分保険料の納付期限は令和2年8月31日(月)です。

仕事中

通勤中

にケガをしたとき

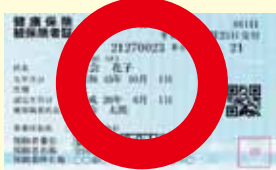
# 健康保険は使えません!!

仕事中・通勤中にケガをしたときは「労災保険」の対象となり、健康保険は使えません。

## 健康保険

仕事中・通勤中以外のケガや病気が対象

<原則7割給付>  
運営 協会けんぽ



## 労災保険

仕事中・通勤中のケガや病気が対象

<原則10割給付>  
運営 労働基準監督署



## 労災保険の対象となるのは

### 業務災害

業務上の理由によるケガや病気

- ・仕事中に滑って転倒し腰を痛めた
- ・出張中のケガ
- ・業務による過重負荷で不調になった  
・・・など

### 通勤災害

通勤中のケガ

- ・出勤・帰宅途中に階段で転倒
- ・自宅から得意先に直接向かう途中のケガ  
・・・など

労災保険の対象となるか判断が難しい場合には、お勤め先を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

## ！ 労災保険のここに注意！

- ①個人や勤務先の判断で労災保険か健康保険のどちらを使用するかはできません!
- ②労災保険はパートやアルバイトを含むすべての労働者が対象です!
- ③ケガの程度や、相手の有無は関係ありません!

- ケガ等により保険証を使用して医療機関等を受診された場合、協会けんぽから負傷原因の照会文書を送付しますので、速やかにご返送ください。
- 仕事中・通勤中のケガや病気で保険証を使用して医療機関等を受診された場合、協会けんぽが負担した医療費を返納していただくことになります。



全国健康保険協会 佐賀支部  
協会けんぽ

〒840-8560  
佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル  
TEL 0952-27-0611(代表)



# 熱中症

## ～ご存じですか？ 予防法～

### 急に暑くなった日や、活動の初日などは特に注意

人間の体は暑い環境での運動や作業を始めてから3～4日経たないと体温調節が上手くできません。急に暑くなった日や、久しぶりに暑い環境で活動した時には特に注意が必要です。

### 熱中症予防のポイント

#### 屋外での熱中症対策

- 帽子や日傘などで日差し対策をする。
- 通気性・吸汗性・速乾性のある涼しい服装をする。
- 冷却グッズを活用する。
- 無理せず、適度に休憩をとる。

★気温が高なくても湿度が高い日は注意が必要です。



#### 屋内での熱中症対策

- ブラインドやカーテンなどで日差しを遮る。
- 部屋の見やすい場所に温湿度計を置き、室温をこまめに確認する。
- ためらわずエアコンを使う。
- 扇風機などで空気を循環させる。

★熱中症は、室内でも多く発生しており、夜も注意が必要です！  
室温が28℃、湿度が70%以上になったら危険です。



#### 水分補給のポイント

- 平常時の水分摂取に最適なのは、常温に近い温度の水
- 1日の目安摂取量は1日1.5ℓ程度
- ゆっくり少量(150～200ml)ずつ、こまめに飲む
- 特に体から水分が失われやすい次のタイミングでの補給を忘れずに  
①起床時 ②運動の前後 ③入浴の前後 ④就寝前

★水分のみではなく、塩分の補給も行いましょう！



コロナウイルスの感染拡大の影響により、自宅での食事が増え、これまでより料理をする機会が増えた方や、新たに料理を始めた方も多いのではないのでしょうか。協会けんぽのホームページにはお役立ち情報として管理栄養士が考案・監修した「季節の健康 レシピ」を数多く掲載しております。屋外での運動が難しい中、食生活から健康の維持・増進を図りましょう！

協会けんぽ 健康レシピ

検索



メルマガのご登録はこちらから！  
役立つ情報が満載です！



令和  
2  
年度

社会保険事務講習会のご案内

## 『健康保険の給付に関する講習会』

健康保険の給付等について学びます。

| 地 区  | 日 時          | 会 場                         |
|------|--------------|-----------------------------|
| 佐賀会場 | 令和2年7月13日(月) | メートプラザ佐賀（佐賀市兵庫北3-8-40）      |
| 鳥栖会場 | 令和2年7月15日(水) | サンメッセ鳥栖（鳥栖市本鳥栖町1819）        |
| 唐津会場 | 令和2年7月16日(木) | 高齢者ふれあい会館りふれ（唐津市二タ子3-155-4） |
| 武雄会場 | 令和2年7月17日(金) | 武雄市文化会館（武雄市武雄町武雄5538-1）     |

講師●社会保険労務士

●実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶13:40開始 ▶16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…50名 鳥栖・唐津…30名

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

## 対象者

社会保険事務担当者の方

## 参加料

## 会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び令和元年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

## 申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み  
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

7840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

**TEL.0952-26-3171    FAX.0952-26-3377**



## 社会保険事務講習会 参加申込書

|                                 |                                                                                                                                                                             |  |                                 |  |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------|--|
| 整 理 番 号                         |                                                                                                                                                                             |  | 宛名シールの左下の番号。<br>おわかりになる範囲で結構です。 |  |
| 参加希望<br>会場日時                    | 『健康保険の給付に関する講習会』<br><br>( 佐 賀 ・ 鳥 栖 ・ 唐 津 ・ 武 雄 ) 会 場                      令和                      年                      月                      日 (                      ) |  |                                 |  |
| 参加者氏名                           |                                                                                                                                                                             |  |                                 |  |
| 事 業 所 名                         |                                                                                                                                                                             |  |                                 |  |
| 事業所所在地                          | 〒<br><br><br>事業所電話番号 (                      )                      -                                                                                                        |  |                                 |  |
| 分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。 |                                                                                                                                                                             |  |                                 |  |

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

# 人生100年時代の“プラス年金”

わたしも  
入っています。  
優遇



自営業・フリーランスの  
みなさんに、もっと**プラス**を!

## 全国国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。※非居住者が支払った掛金は、所得控除対象外です。



税金がおトクで、  
**プラス!**

一生涯の年金が  
増やせて、**プラス!**

## 自由なプランで掛金設定。ライフサイクルに応じて増減も可能です。

掛金は、年金の型と口数の組み合わせで自由に設定ができ、あなたにぴったりのプランが作れます。また、口数単位であれば、加入後に途中変更も可能。各型の掛金額は加入時の年齢(月単位)により異なりますので、詳しくは国民年金基金までお問い合わせください。

### 1口目としてA型、2口目にI型を1口加入した場合

#### 35歳(誕生月)に加入の男性の場合

| 掛金額                            | 受取額                      |                         |
|--------------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 60歳までお支払い<br>月額 <b>17,410円</b> | 65歳～80歳<br>月額 <b>3万円</b> | 80歳～終身<br>月額 <b>2万円</b> |

※加入中、受給中(保証期間中)に亡くなられた場合、ご遺族に遺族一時金が支給されます

#### 35歳(誕生月)に加入の女性の場合

| 掛金額                            | 受取額                      |                         |
|--------------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 60歳までお支払い<br>月額 <b>19,520円</b> | 65歳～80歳<br>月額 <b>3万円</b> | 80歳～終身<br>月額 <b>2万円</b> |

※加入中、受給中(保証期間中)に亡くなられた場合、ご遺族に遺族一時金が支給されます

#### 45歳(誕生月)に加入の男性の場合

| 掛金額                            | 受取額                      |                              |
|--------------------------------|--------------------------|------------------------------|
| 60歳までお支払い<br>月額 <b>21,520円</b> | 65歳～80歳<br>月額 <b>2万円</b> | 80歳～終身<br>月額 <b>1万5,000円</b> |

※加入中、受給中(保証期間中)に亡くなられた場合、ご遺族に遺族一時金が支給されます

#### 45歳(誕生月)に加入の女性の場合

| 掛金額                            | 受取額                      |                              |
|--------------------------------|--------------------------|------------------------------|
| 60歳までお支払い<br>月額 <b>24,370円</b> | 65歳～80歳<br>月額 <b>2万円</b> | 80歳～終身<br>月額 <b>1万5,000円</b> |

※加入中、受給中(保証期間中)に亡くなられた場合、ご遺族に遺族一時金が支給されます

資料請求・ご相談・お問い合わせは  
お気軽に今すぐこちらへ!



フリーダイヤル

ロゴ

ヨイクニ

**0120-65-4192**

[www.zenkoku-kikin.or.jp/](http://www.zenkoku-kikin.or.jp/)

全国国民年金基金

検索



※地域によっては携帯電話からはつながらない場合があります。

| 令和2年8月 年金相談窓口開設カレンダー |                                 |                     |                     |    |                      |                             |
|----------------------|---------------------------------|---------------------|---------------------|----|----------------------|-----------------------------|
| 日                    | 月                               | 火                   | 水                   | 木  | 金                    | 土                           |
|                      |                                 |                     |                     |    |                      | 1                           |
| 2                    | 3<br>年金事務所<br>延長相談<br>19時まで     | 4<br>鹿島市役所<br>(予約)  | 5<br>多久市役所<br>(予約)  | 6  | 7<br>伊万里市役所<br>(予約)  | 8<br>年金事務所<br>休日相談日<br>(予約) |
| 9                    | 10                              | 11<br>基山町役場<br>(予約) | 12<br>有田町役場<br>(予約) | 13 | 14<br>伊万里市役所<br>(予約) | 15                          |
| 16                   | 17<br>年金事務所<br>延長相談<br>19時まで    | 18<br>鹿島市役所<br>(予約) | 19<br>多久市役所<br>(予約) | 20 | 21<br>伊万里市役所<br>(予約) | 22                          |
| 23/30                | 24/31<br>年金事務所<br>延長相談<br>19時まで | 25<br>基山町役場<br>(予約) | 26                  | 27 | 28<br>伊万里市役所<br>(予約) | 29                          |

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の午前8時30分から午後5時15分まで

|               |                        |                |                                  |
|---------------|------------------------|----------------|----------------------------------|
| 年金相談の<br>時間延長 | 週初めの開所日<br>17:15～19:00 | 年金事務所<br>休日相談日 | 県内年金事務所の休日相談日<br>受付時間 9:30～16:00 |
|---------------|------------------------|----------------|----------------------------------|

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

| 出張相談【予約制】 |                        |                         |
|-----------|------------------------|-------------------------|
| 出張相談所     | 開設日・相談時間               | 予約申込先                   |
| 多久市役所     | 第1・3水曜日<br>10:00～16:00 | 佐賀年金事務所<br>0952-33-6360 |
| 基山町役場     | 第2・4火曜日<br>10:00～16:00 |                         |
| 伊万里市役所    | 毎週金曜日<br>9:30～15:30    | 唐津年金事務所<br>0955-72-5161 |
| 鹿島市役所     | 第1・3火曜日<br>10:00～16:00 | 武雄年金事務所<br>0954-23-0121 |
| 有田町役場     | 第2水曜日<br>10:00～15:00   |                         |

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。  
※年金事務所では予約による年金相談を受け付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

**☎0570-05-4890**(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

**☎03-6631-7521**(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書が個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

## 厚生年金保険料等の納付猶予特例のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少※1があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難となった事業主・船舶所有者の方は、年金事務所へ申請することにより、厚生年金保険料等の納付を猶予することができます。

特例による納付の猶予が認められた場合は、厚生年金保険料等※2の納期限から1年の間、納付が猶予され、その間の延滞金は全額免除となります。

※1 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)における、事業等に係る収入が、前年同期に比べて20%以上減少している場合に該当します。

※2 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象となります。

日本年金機構ホームページから申請書の書式及び申請の手続きにかかる手引きがダウンロードできます。

## 厚生年金保険料納付猶予相談窓口のご案内

### 厚生年金保険料納付猶予相談窓口

**☎0570-666-228**(ナビダイヤル)

受付時間：月～金(土・日・祝日は除く) 8:30～17:15

※050で始まる電話ではご利用いただけません。

一般電話もしくは携帯電話にておかけください。

※お電話のご案内のみとなります。おかけ間違いのないようご注意ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難な事業主・船舶所有者の皆さまからの、猶予制度に関する一般的なお問い合わせをお受けしております。

猶予制度に関する一般的なお問い合わせをご希望の方は、厚生年金保険料納付猶予相談窓口をご利用ください。

なお、年金事務所でも、納付を猶予する制度に関するご質問をお受けしております。

※厚生年金保険料納付猶予相談窓口では、猶予申請書等の提出は受け付けておりません。猶予申請書等は管轄の年金事務所へご提出ください。



大企業にパワハラ防止対策を義務付けた女性活躍・ハラスメント規制法が6月に施行されました。定義では「優越的な関係を背景とした言動であり、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもので労働者の就業環境が害されるもの」を規制するものとされ、指針に盛り込まれた事例には曖昧な部分も多くセーフなのかアウトなのか現場では苦慮しそうです。

部下は「報告・連絡・相談」を、上司は「怒らない・否定しない・助ける・指示する」を心がけて行動すれば円満な職場環境を保てるのかな。(山)